

平成十五年七月十一日受領
答弁第一一七号

内閣衆質一五六第一一七号

平成十五年七月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団等のファミリー企業への天下りに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出日本道路公団等のファミリー企業への天下りに関する再質問に対する答弁書

一について

阪神高速道路公団からの報告によれば、国土交通省が「道路関係四公団民営化に関し直ちに取り組む事項について」を発表した平成十五年三月二十五日以降に阪神高速道路公団を退職した職員が、子会社・関連会社（平成十四年八月三十日に阪神高速道路公団が発表した「阪神高速道路公団の行政コスト計算書（平成十三年度）の公表について」において「子会社及び関連会社」とされた二十五社をいう。以下「二十五社」という。）の役員に就任した事例はなく、また、二十五社の職員及び阪神高速道路公団の関連公益法人の役員に就任又は就職した事例は、別表第一のとおりである。

二について

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「道路関係四公団」という。）からの報告によれば、お尋ねの平成十五年三月二十日以降に道路関係四公団を退職した職員が、子会社・関連会社（平成十四年八月三十日に日本道路公団が発表した「日本道路公団の行政コスト計算書（平成十三年度）の公表について」において「子会社及び関連会社」とされた八十四社（以下「八

十四社」という。）、同日に首都高速道路公団が発表した「首都高速道路公団の行政コスト計算書（平成十三年度）について」において「子会社及び関連会社」とされた十二社及び二十五社を合わせた百二十一社をいう。以下「子会社等」という。）の役員に就任した事例はない。また、道路関係四公団からの報告によれば、平成十五年三月二十日前に道路関係四公団を退職していた職員で同日以降に子会社等の役員に就任した事例（同日前に当該子会社等の職員であった者に係るものを除く。）は、別表第二のとおりである。さらに、道路関係四公団からの報告によれば、道路関係四公団を退職した職員が、平成十五年三月二十日以降に子会社等の職員に就職した事例は、道路関係四公団において把握している限りでは、別表第三のとおりである。

三について

平成十五年三月二十日以降に日本道路公団の出身者が八十四社の役職員に就任又は就職した事例について、同公団に報告を求めたが、同公団においては八十四社の社長以外の役職員の事例について把握していなかったため報告しなかったものと聞いている。

四について

平成十五年三月二十五日に国土交通省が発表した「道路関係四公団民営化に関し直ちにに取り組む事項について」においては、「公団職員については、今後、ファミリー企業の役員に就任しない」旨の方針を示しているところ、今回、道路関係四公団から報告のあった事例については、別表第一に掲げた事例は、子会社等の職員及び関連公益法人の役職員に関するものであること、別表第二に掲げた事例は、お尋ねの平成十五年三月二十日時点では既に道路関係四公団の職員ではなかった者に関するものであること、別表第三に掲げた事例は、子会社等の職員に関するものであることから、いずれの事例も右の方針に反するものではないと考えている。

もとより、各子会社等の役員の選任は、それぞれの株主総会において行われるものであり、国土交通省が直接これに関与する権限はないが、各子会社等は、右の方針も踏まえて、役員を選任を行ったものと承知しており、引き続き、各子会社等においては、右の方針に適切に対応されることを期待している。

別表第一 平成十五年三月二十五日以降に阪神高速道路公団を退職した職員が子会社等の職員及び関連公益法人の
 役員に就任又は就職した事例

企業の名称	就任又は就職の時期	現役職名	再就職の理由
株式会社ベイロードサービス	平成十五年六月一日	職員（具体的な役職名について把握していない。）	把握していない。
阪神施設工業株式会社	平成十五年六月一日	職員（具体的な役職名について把握していない。）	把握していない。
財団法人阪神高速道路補償センター	平成十五年六月一日	職員（具体的な役職名について把握していない。）	把握していない。
財団法人阪神高速道路補償センター	平成十五年六月一日	職員（具体的な役職名について把握していない。）	把握していない。
財団法人阪神高速道路利用協会	平成十五年六月一日	職員（具体的な役職名について把握していない。）	把握していない。
社団法人阪神有料道路サービス協会	平成十五年六月一日	常務理事	個人の経験や知識が法人の運営上必要であり、総会で選任されたため。

別表第二 平成十五年三月二十日前に道路関係四公団を退職していた職員で同日以降に子会社等の役員に就任した事例

企業 の 名 称	就任の時期 (道路関係四公団を退職した年)	現役職名	出身元	再就職の理由
株式会社ウエイザ	平成十五年六月一日 (平成八年)	代表取締役副社長	日本道路公団	個人の経験や知識が会社で選任されたため。
新日本ハイウェイ・パ トロール株式会社	平成十五年六月四日 (平成十一年)	取締役副社長	日本道路公団	個人の経験や知識が会社で選任されたため。
インターサプライ株式 会社	平成十五年六月二十五日 (平成十三年)	代表取締役社長	日本道路公団	当該企業は、再編等を含め事業の見直しを検討していることから、一時的に主要株主(道栄株式会社)の社長が兼務したため(同社長が日本道路公団の出身者である)。
三重ハイウェイサービ ス株式会社	平成十五年六月六日 (平成九年)	代表取締役副社長	日本道路公団	個人の経験や知識が会社で選任されたため。
ノーザンハイウェイサ ービス株式会社	平成十五年五月二十八日 (平成九年)	専務取締役	首都高速道路公団	個人の経験や知識が会社で選任されたため。

株式会社高速道路サービス(株式会社高速道路開発) (注)	平成十五年六月一日 (平成六年)	専務取締役	阪神高速道路公団	個人の経験や知識が会社の運営に必要であり、株主総会で選任されたため。
株式会社高速道路サービス(株式会社高速道路開発) (注)	平成十五年六月一日 (平成十年)	専務取締役	阪神高速道路公団	個人の経験や知識が会社の運営に必要であり、株主総会で選任されたため。
株式会社ロードテック	平成十五年五月二十三日 (平成三年)	取締役	阪神高速道路公団	個人の経験や知識が会社の運営に必要であり、株主総会で選任されたため。
株式会社技創	平成十五年五月二十六日 (平成三年)	取締役	阪神高速道路公団	個人の経験や知識が会社の運営に必要であり、株主総会で選任されたため。

(注) 平成十四年十月一日に大阪道路開発株式会社と株式会社高速道路サービスが合併し、株式会社高速道路開発となった。存続会社は株式会社高速道路サービスで、大阪道路開発株式会社は解散。

別表第三 道路関係四公団を退職した職員で平成十五年三月二十日以降に子会社等の職員に就職した事例

企業の名称	就職の時期	現役職名	出身元	再就職の理由
湾岸道路サービス株式会社	平成十五年六月二十日	総務部長	首都高速道路公団	把握していない。
株式会社イーストワン	平成十五年六月二十日	業務部長	首都高速道路公団	把握していない。
新東ハイウェイ・サービス株式会社	平成十五年六月二十日	経理部長	首都高速道路公団	把握していない。
道路サービス株式会社	平成十五年六月二十日	総務部長	首都高速道路公団	把握していない。
株式会社ベイロードサービス	平成十五年六月一日	把握していない。	阪神高速道路公団	把握していない。
阪神施設工業株式会社	平成十五年六月一日	把握していない。	阪神高速道路公団	把握していない。